デ・ウエスタン・セラピテクス研究所
D.WESTERN THERAPEUTICS INSTITUTE

DWTI

第20期 定時株主総会
招集ご通知

証券コード：4576

開催日時
平成30年3月29日（木）午前10時開始

会場
名古屋銀行協会　5階　大ホール

議案
第1号議案　資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件
第2号議案　取締役5名選任の件
第3号議案　監査役1名選任の件
第4号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

創りたいのは画期的な新薬。
そのための一手を打ち続けます。



代表取締役社長
日高 有一

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援、ご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

来る3月29日（木）に当社第20期定株主総会を開催いたします。第20期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の事業内容をご報告するにあたりまして、ご挨拶申しあげます。

企業理念

我々は人類の健康を守るために、

1. **画期的な**創薬にチャレンジします。
2. 時間と労力をかけることを惜しみません。
3. **独自の**バイオテクノロジーを集結します。
4. そして、**新薬を生み出す先導企業**を目指します。

当社は「パイプラインの拡充」と「事業領域の拡大」を重要施策として掲げ、取り組んでおります。第20期は特に「パイプラインの拡充」に注力した1年となりました。当社の事業の柱である新薬創出活動においては、従来の新薬候補化合物の探索だけでなく、自社創製品の適応拡大に向けて、他大学や他社と共同研究を進めることにより、その可能性を探究いたしました。また、当社初となる他社事業の譲受により、上市（※）品および開発後期品を有することでパイプラインに厚みを持たせることができました。

これらの取り組みの結果、将来に向けた種蒔きを着実に進めることにつながり、また、様々なフェーズの開発品を複数有することとなり、安定した収益の創出ならびにリスク分散につながるものと考えております。

今後はこれらの開発に取り組むことにより、保有するパイプラインの質の引上げを行っていき、強固な事業基盤を構築してまいります。

株主の皆様には引き続き一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

● 平成29年12月期の事業概況

DW-1002の事業譲受について

眼科手術補助剤DW-1002の事業について、他社から譲り受けを行いました。本剤は、欧州では既に販売されており、米国については平成30年に申請、日本については平成31年に申請予定として開発を進めております。

H-1129について

H-1129は、8月にライセンスアウト先のわかもと製薬株式会社により、緑内障・高眼圧症を適応症とした国内後期第Ⅱ相臨床試験が開始されました。平成31年に国内第Ⅲ相臨床試験開始を予定しております。

また、海外の権利（日本を除く）については、2月に国内の医薬品事業会社とオプション契約を締結し、現在評価が行われております。本契約は、国内後期第Ⅱ相臨床試験の終了予定（平成29年12月末現在、平成30年5月終了予定）がオプション権行使期限となっております。

また、7月には医薬品事業会社と、再生医療への応用に関する共同研究契約を締結いたしました。

グラナテック®点眼液0.4%（開発コード：K-115）について

興和株式会社（以下、「興和」）により、12月に韓国へ製造販売承認申請が行われました。海外へは初の申請であり、興和では今後も更なる海外展開を検討しております。

業績ハイライト（ご参考）

Points

- 売上高は、グラナテック®点眼液0.4%およびDW-1002（欧州）のロイヤリティ収入が順調に推移。また、H-1129のマイルストーン収入も計画どおり計上。
- DW-1002の事業譲受に伴い、特別損失（減損損失）1,040百万円が発生。

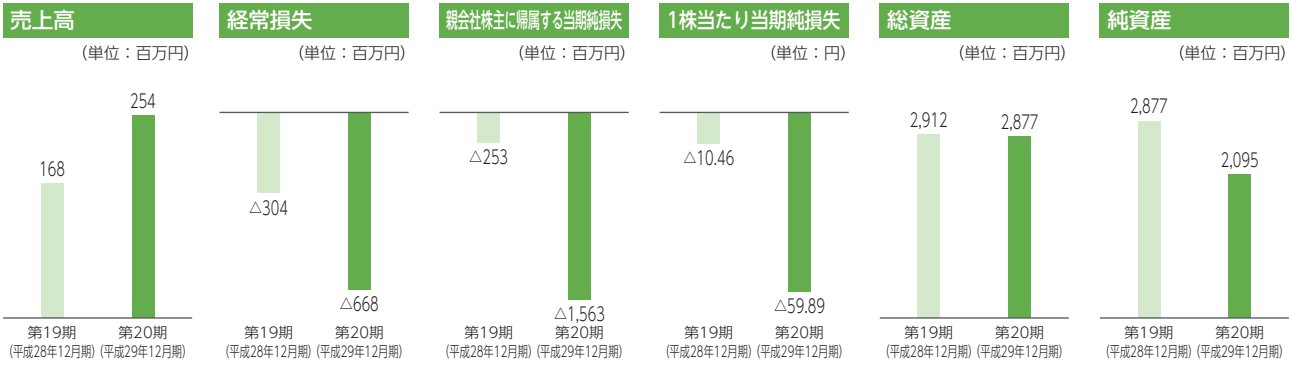

キーワード解説

※ 上市（じょうし）：新薬が承認され、実際に市場に出る（販売される）ことをいいます。

特集

眼科手術補助剤DW-1002の可能性を見極める

～当社初の事業譲受により、安定したキャッシュの確保へ～

平成29年1月、当社は、株式会社ヘリオスのBBG250を含有する眼科手術補助剤にかかる事業を譲り受けることを決定いたしました。5月より欧州の上市品についてはロイヤリティの受領を開始し、開発も順調に進めております。

DW-1002への期待

当社は、自社技術を基にした研究型の事業を展開しております。自社創薬は当社の強みでありますが、薬の開発は長期間かつ多額の費用を要するため、収益の元となるパイプラインに厚みを持たせる必要があると考えておりました。特に、眼科疾患については当社の注力領域として、開発品の導入を推進しており、今回の導入にいたりました。

これを決定した主な理由は大きく3つあります。

❶ 既に欧州で販売されていること。
❷ 開発ステージが臨床後期であること。
❸ 国内外において既にパートナーが決まっていたこと（白内障手術は未定）。



DW-1002の市場性

欧　州	売上高は増加傾向
米　国	硝子体手術件数：約20万件/年
日　本	硝子体手術件数：約10万件/年 白内障手術件数：全体120万件/年のうち、本剤の対象はおおよそ1割程度を想定

※いずれも当社調べ

DW-1002について

国立大学法人九州大学の研究グループが発見した BBG250（Brilliant Blue G-250）という染色性の高い色素を主成分とした眼科手術補助剤を、株式会社産学連携機構九州からの独占的ライセンスに基づき開発しております。

全世界（日本除く）の独占的なサブライセンスをDutch Ophthalmic Research Center International B.V.に付与し、欧州等において販売しております。日本国内については、わかもと製薬株式会社に内境界膜染色を対象とした独占的サブライセンスを付与し、開発を進めております。

10月には、日本の白内障手術時の水晶体前嚢染色を対象として、医師主導治験（国内第Ⅲ相臨床試験）を開始いたしました。

※DW-1002の進捗については、P41～P42をご参照ください。

今後は、ライセンスアウト先の開発支援ならびに保有している領域のライセンスアウト活動に取り組み、早期の販売に向けて進めてまいります。

株主各位

証券コード　4576
平成30年３月８日

名古屋市中区錦一丁目18番11号
株式会社 デ･ウエスタン･セラピテクス研究所
代表取締役社長　日高　有一

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年３月28日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1 日　　時	平成30年３月29日（木曜日）**午前10時（受付開始：午前９時）**	
2 場　　所	名古屋市中区丸の内二丁目４番２号 **名古屋銀行協会　５階　大ホール** （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）	
3 目的事項	**報告事項**	第20期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項	第１号議案　資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件 第２号議案　取締役５名選任の件 第３号議案　監査役１名選任の件 第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4 議決権行使等についてのご案内	５頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。	
5 インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。 １．連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表 ２．計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表	

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようご協力お願い申しあげます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 決議ご通知については、当社ウェブサイトへ掲載いたしますので、株主総会終了後に書面による送付はありません。

【会社説明会のご案内】
本株主総会終了後、当社へのご理解をより深めていただくため、同会場にて会社説明会を開催いたします。株主総会とあわせてご出席くださいますよう、ご案内申しあげます。

当社ウェブサイト（http://www.dwti.co.jp/）

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 平成30年3月29日（木曜日）**午前10時（受付開始：午前９時）**

場 所 **名古屋銀行協会　５階　大ホール**

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年3月28日（水曜日）**午後５時30分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳しくは６頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照ください。

行使期限 平成30年3月28日（水曜日）**午後５時30分まで**

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、下記事項をご了承のうえ、ご行使ください。

1 議決権行使ウェブサイトについて

- インターネットによる議決権行使は、議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。
- 議決権の行使は、平成30年３月28日（水曜日）当社営業時間終了時（午後５時30分）までのご行使分が有効です。
- スマートフォンなどで議決権行使ウェブサイトをご利用された場合、パソコン用ウェブサイトに接続されます。
- インターネットのご利用環境やご加入のサービスによっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記専用ダイヤルにお問い合わせください。

2 議決権行使方法について

- 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」を変更していただきます。
- パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることの確認に必要なため、大切にお取り扱いください。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内に従ってお手続き願います。
- 今回ご案内するパスワードおよび株主様ご本人が登録されたパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です（次回の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします）。

3 議決権行使のお取り扱い

- 複数回議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

4 その他

- インターネットにより議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための接続事業者への接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）などは株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で パソコンの操作方法などがご不明な場合は、 右記にお問い合わせください。	三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル 電話番号：**0120-652-031**（フリーダイヤル） （受付時間 午前９時～午後９時）

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

当社は、平成29年12月31日現在で4,561,217,049円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。

当社では、早期の業績回復と財務体質の健全化を推し進めるべく努力しておりますが、繰越損失の解消には相当の期間を要するものと見込まれます。

つきましては、今般、この欠損金を補填し、財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第447条第１項および第448条第１項の規定に基づき、資本金および資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金および資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではございません。また、今回の資本金および資本準備金の額の減少によって当社の純資産額および発行済株式総数にも変更はございませんので、１株当たりの純資産額に変更を生じるものではございません。

１．資本金の額の減少の内容

⑴　減少する資本金の額

会社法第447条第１項の規定に基づき、平成29年12月31日現在の資本金の額3,365,279,616円を3,335,279,616円減少して30,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

⑵　資本金の額の減少の効力発生日

平成30年５月11日を予定しております。

2．資本準備金の額の減少の内容

⑴　減少する資本準備金の額

会社法第448条第１項の規定に基づき、平成29年12月31日現在の資本準備金の額3,355,279,604円を1,225,937,433円減少して2,129,342,171円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

⑵　資本準備金の額の減少の効力発生日

平成30年５月11日を予定しております。

3．剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金および資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金および資本準備金より振り替えたその他資本剰余金の合計額4,561,217,049円全額を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充当したいと存じます。

⑴　減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金	4,561,217,049円

⑵　増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	4,561,217,049円

第２号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって取締役４名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を１名増員し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	日高（ひだか）　弘義（ひろよし） （昭和13年１月18日生）	昭和51年４月　京都大学医学部　助教授 昭和53年４月　三重大学医学部　教授 昭和62年８月　名古屋大学医学部　教授 平成10年７月　米国デューク大学　客員教授 平成11年２月　当社設立　代表取締役 平成16年11月　当社　取締役開発研究所長 平成21年３月　当社　開発研究所長 平成21年11月　国立大学法人三重大学学長アドバイザー 平成22年６月　当社　最高科学責任者兼開発研究所長 平成23年３月　当社　取締役最高科学責任者兼開発研究所長 平成24年６月　当社　代表取締役会長兼最高科学責任者（現任） 平成27年12月　日本革新創薬株式会社　取締役（現任）	3,116,000株 取締役会出席回数 14回／14回
		（取締役候補者とした理由） 日高弘義氏は、創業者として企業理念を構築し、当社の事業を牽引してまいりました。長年にわたり創薬研究に携わり、研究開発全般における豊富な実績・深い見識を有していることから、今後の当社の事業に関する判断を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	日高（ひだか）　有一（ゆういち） （昭和48年８月24日生）	平成８年４月　株式会社三和銀行（現　株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成18年７月　当社　総務管理部長 平成18年７月　当社　取締役総務管理部長 平成19年４月　当社　常務取締役総務管理部長 平成20年12月　当社　代表取締役社長（現任） 平成27年12月　日本革新創薬株式会社　取締役（現任）	2,733,000株 取締役会出席回数 14回／14回
		（取締役候補者とした理由） 日高有一氏は、平成20年12月より当社代表取締役社長として当社の重要な業務執行の意思決定に携わり、経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も企業価値の向上を目指し、強いリーダーシップが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	川上（かわかみ）　哲也（てつや） （昭和40年３月９日生）	昭和62年４月　日本勧業角丸証券株式会社 （現　みずほ証券株式会社）入社 平成５年１月　クレディ・リヨネ証券会社 （現　クレディ・アグリコル証券会社）入社 平成８年１月　ダンアンドブラッドストリートジャパン株式会社　入社 平成11年１月　アイフル株式会社　入社 平成15年３月　イーシステム株式会社　入社 平成19年７月　同社　執行役員　管理本部　本部長 平成22年12月　ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社 財務部、広報・IR部、法務部　部長 平成24年４月　株式会社多賀製作所　入社 平成26年３月　当社　取締役総務管理部長（現任） 平成27年12月　日本革新創薬株式会社　取締役	一株 取締役会出席回数 14回／14回
		（取締役候補者とした理由） 川上哲也氏は、長年にわたり管理部門の業務に携わり、豊富な経験と高度な見識を有しております。当社の管理業務を所管し、今後も経営の重要事項の決定および業務執行の監督にあたり、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	山川（やまかわ）　善之（よしゆき） （昭和37年８月21日生）	昭和61年４月　日本生命保険相互会社　入社 平成７年９月　イノテック株式会社　企画室長 平成13年９月　株式会社そーせい（現　そーせいグループ株式会社） 経営企画部長 平成15年10月　同社　取締役副社長CFO 平成16年10月　同社　代表取締役副社長CFO 平成18年12月　響きパートナーズ株式会社設立　代表取締役社長（現任） 平成19年６月　株式会社ユナイテッドアローズ　社外監査役 平成20年６月　株式会社リプロセル　社外取締役（現任） 平成22年３月　当社　取締役 平成26年２月　株式会社アドベンチャー　社外監査役（現任） 平成26年３月　当社　社外取締役（現任） 平成27年９月　プレシジョン・システム・サイエンス株式会社 社外監査役（現任）	一株 取締役会出席回数 14回／14回
		（社外取締役候補者とした理由） 山川善之氏は、業界における幅広い見識、企業経営等の豊富な経験や実績を有しており、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 新任	なかむら　えいさく 中村　栄作 （昭和36年７月１日生）	昭和62年４月　丸紅株式会社　入社 平成13年４月　株式会社ベレブノ　代表取締役社長 平成14年９月　株式会社キャンバス　社外取締役 平成18年９月　バイオ・サイト・キャピタル株式会社　取締役東京支社長 平成27年５月　Acucela Inc. 社外取締役（現任） 平成28年３月　窪田製薬ホールディングス株式会社　社外取締役（現任）	100株 取締役会出席回数 一回／一回
		（社外取締役候補者とした理由） 中村栄作氏は、長年にわたりベンチャーへの投資業務に携わっておりベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験のみならず、自らバイオベンチャーの経営と業務に携わってこられた実績および見識を有しており、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけると判断し、新任の社外取締役候補者といたしました。	

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山川善之、中村栄作の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山川善之氏は、平成26年３月27日開催の第16期定時株主総会にて社外取締役に選任されており、当社社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって４年であります。
4. 山川善之氏は、東京証券取引所の定めに基づき当社が指定した独立役員であります。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、中村栄作氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要
山川善之氏と当社との間で会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。また、中村栄作氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 平成16年４月１日付で、京都大学は国立大学法人京都大学へ、三重大学は国立大学法人三重大学へ、名古屋大学は国立大学法人名古屋大学へ、それぞれ移行しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役岸澤　修氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
岸澤（きしざわ）　修（おさむ） （昭和19年３月28日生） 再任	昭和46年９月　監査法人丸の内会計事務所 （現　有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和55年７月　同監査法人　社員 昭和63年７月　サンワ・等松青木監査法人 （現　有限責任監査法人トーマツ）代表社員 平成21年７月　公認会計士岸澤修事務所　代表（現任） 平成22年３月　当社　社外監査役（現任） 平成22年６月　愛三工業株式会社　社外監査役	一株 取締役会出席回数 14回／14回
	（社外監査役候補者とした理由） 岸澤　修氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験・見識を有しており、当社の監査において必要な意見表明、提言をいただけると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。	

（注）1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 岸澤　修氏は社外監査役候補者であります。
3. 岸澤　修氏が当社監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって８年であります。
4. 岸澤　修氏は、東京証券取引所の定めに基づき当社が指定した独立役員であります。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 社外監査役候補者との責任限定契約の内容の概要
岸澤　修氏と当社との間で会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成17年10月14日開催の当社臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）としてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定いたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は４名（うち社外取締役１名）であり、第２号議案のご承認が得られた場合、取締役は５名（うち社外取締役２名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

１．譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数230,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

⑴　譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、３年間から５年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

⑵　譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記⑴の譲渡制限期間が満了した時点において下記⑶の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

⑶　譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役および当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

⑷　組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、本議案につきご承認をいただいた場合、当社子会社の取締役に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を当社取締役会の決議により割り当てる予定です。

以　上

提供書面

事業報告（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動により、国内経済に影響を及ぼす懸念が強く、先行き不透明な状態が続いております。

国内医薬品業界におきましては、医療費抑制政策による後発医薬品への切り替えや高額医薬品の薬価引き下げの影響等から、市場規模の拡大ペースは鈍化しております。

このような状況の下、当社グループは新薬の継続的な創出とパイプラインの拡充を目指し、研究開発活動を推進いたしました。

自社創製品につきましては、ライセンスアウト先の興和株式会社（以下、「興和」）により、「グラナテック®点眼液0.4%（一般名：リパスジル塩酸塩水和物、開発コード：K-115）（以下、「グラナテック」）」が緑内障・高眼圧症を適応症として国内上市されており、販売状況は順調に推移しております。12月には、韓国における製造販売承認申請が行われました。また、ライセンスアウト先のわかもと製薬株式会社（以下、「わかもと製薬」）により、8月に「H-1129（WP-1303）」の緑内障・高眼圧症を適応症とした国内後期第Ⅱ相臨床試験が開始されました。さらに、2月に「H-1129」の緑内障等を対象に、日本を除く全世界の権利を付与するオプション契約を国内の医薬品事業会社と締結いたしました。当社においては、「H-1337」の非臨床試験を進め、平成30年1月25日に緑内障・高眼圧症を適応症として、米国における第Ⅰ相/前期第Ⅱ相臨床試験のIND申請（治験許可申請）を行いました。

導入品につきましては、1月に株式会社ヘリオスより、BBG250を含有する眼科手術補助剤にかかる事業を譲り受ける契約を締結し、4月に当社への譲り受けが完了いたしました（当社開発コード「DW-1002」）。既に上市済みの製品（製品名：ILM-Blue®、MembraneBlue-Dual®、市場：欧州、適応症：内境界膜剥離、ライセンスアウト先：Dutch Ophthalmic Research Center International B.V.（以下、「DORC」））につきましては、譲受日以降、当社はDORCより売上高に係るロイヤリティを受領しております。また、10月に日本の白内障手術時の水晶体前嚢染色を対象として、九州大学病院が主体となり医師主導治験（国内第Ⅲ相臨床試験）が開始されました。

研究開発プロジェクトにつきましては、シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにおいて、眼科関連疾患を中心に新薬候補化合物の探索のための研究開発活動を行いました。その中で、適応拡大の取組みとして、7月に医薬品事業会社と「H-1129」の再生医療への応用に関する共同研究契約を締結、9月に国立大学法人千葉大学と

「H-1337」の肺高血圧症に関する共同研究契約を締結することを決議し、その後、研究活動を進めております。また、子会社日本革新創薬株式会社（以下、「JIT」）は、２月に株式会社アイ・エヌ・アイが出願中の神経変性抑制剤に関する特許の下、眼科領域の実施許諾を受ける契約を締結いたしました。

売上高につきましては、「グラナテック」、「DW-1002」のロイヤリティ収入および「H-1129（WP-1303）」のマイルストーン収入等により合計254百万円（前期比51.2%増）を計上し、売上原価に７百万円を計上しました。

販売費及び一般管理費につきましては、880百万円（前期比82.6%増）となりました。その内訳は、研究開発費が「H-1337」の非臨床試験費用の増加等により603百万円（前期比165.8%増）、その他販売費及び一般管理費が支払手数料および新株予約権の権利行使による租税公課の増加等により277百万円（前期比8.6%増）となりました。

これらにより、営業損失は633百万円（前期営業損失319百万円）となりました。営業外費用に支払手数料18百万円および為替相場の変動による為替差損９百万円を計上したこと等の結果、経常損失は668百万円（前期経常損失304百万円）となりました。特別利益に投資有価証券売却益101百万円、特別損失に減損損失1,040百万円を計上したこと等の結果、親会社株主に帰属する当期純損失は1,563百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失253百万円）となりました。

当連結会計年度末における新薬候補化合物開発状況は以下のとおりです。

（イ）新薬候補化合物開発状況

ａ．自社創製品

開発コード等	対象疾患	開発段階	地域	ライセンスアウト先／開発コード
グラナテック	緑内障・高眼圧症	上市	日本	興和／K-115
		申請	韓国	
H-1129	緑内障・高眼圧症	後期第Ⅱ相臨床試験	日本	わかもと製薬／WP-1303
	緑内障	—	海外	未定（注１）
H-1337	緑内障（注２）	非臨床試験（注２）	米国	自社開発
K-134（注３）	—	—	日本	興和／K-134

（注１）H-1129の海外の権利は、国内医薬品事業会社がオプション権を有しており、現在評価中です。

（注２）平成30年１月25日付で、緑内障・高眼圧症を適応症として第Ⅰ相/前期第Ⅱ相臨床試験のIND申請が行われております。

（注３）ライセンスアウト先の興和により、閉塞性動脈硬化症以外の適応症への応用を検討されているため、対象疾患と開発段階は記載しておりません。

b．導入品

開発コード等	対象疾患	開発段階	地域	ライセンスアウト先／開発コード	起源
DW-1002	内境界膜剥離	上市	欧州	DORC	国立大学法人九州大学
	内境界膜剥離	第Ⅲ相臨床試験	米国	DORC	
	内境界膜染色	第Ⅲ相臨床試験	日本	わかもと製薬／WP-1108	
	白内障手術	第Ⅲ相臨床試験（注４）	日本	未定	
眼科用鎮痛剤	眼の手術後疼痛	臨床試験準備中	日本	自社開発	英国企業
未熟児網膜症治療薬	未熟児網膜症	臨床試験準備中	日本	JIT開発	国立大学法人東京農工大学

（注４）九州大学病院が主体となり医師主導治験が行われております。

c．研究開発プロジェクト

開発コード等	対象とする疾患等	開発段階
シグナル伝達阻害剤開発プロジェクト	眼科関連疾患、神経、循環器、呼吸器系疾患	基礎研究

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、平成27年９月７日付で発行した第三者割当による行使価額修正条項付第９回新株予約権の行使により、新株式1,500千株を発行し、827百万円を調達いたしました。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、平成29年４月30日を効力発生日として、株式会社ヘリオスからBBG250を含有する眼科手術補助剤にかかる事業を譲り受けました。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

		第17期 (平成26年12月期)	第18期 (平成27年12月期)	第19期 (平成28年12月期)	第20期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売上高	(千円)	—	61,818	168,002	254,028
経常損失	(千円)	—	295,372	304,463	668,904
親会社株主に帰属する当期純損失	(千円)	—	296,471	253,514	1,563,497
1株当たり当期純損失	(円)	—	12.99	10.46	59.89
総資産	(千円)	—	2,140,035	2,912,795	2,877,489
純資産	(千円)	—	2,112,783	2,877,260	2,095,869
1株当たり純資産額	(円)	—	83.49	109.96	76.14

(注) 当社では、第18期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産および損益の状況

		第17期 (平成26年12月期)	第18期 (平成27年12月期)	第19期 (平成28年12月期)	第20期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売上高	(千円)	80,025	61,818	147,142	245,673
経常損失	(千円)	191,685	282,097	173,541	557,934
当期純損失	(千円)	192,642	283,196	174,770	1,496,103
1株当たり当期純損失	(円)	8.47	12.41	7.21	57.31
総資産	(千円)	2,135,689	1,951,221	2,857,218	2,935,773
純資産	(千円)	2,116,222	1,930,081	2,830,810	2,160,999
1株当たり純資産額	(円)	92.95	82.75	113.71	82.23

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
日本革新創薬株式会社	254,800	60.38	医薬品の研究開発および 医薬品のコンサルティング

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題と施策として以下のように考えております。

① 開発パイプラインの拡充

当社グループは、保有している開発パイプラインを患者の皆様に届けることを目指しておりますが、新薬開発の成功確率は年々低下しており、保有する開発パイプラインが様々な理由で開発の遅延や中断、中止等になるリスクがあります。そのリスクに対応するためには、開発パイプラインを拡充することが必要であると考えております。基礎研究による新薬候補化合物の発見を一層推進するとともに、様々な開発ステージで構成された複数の開発パイプラインを保有するため、大学や企業等からのインライセンス活動を積極的に進めてまいります。

② 事業領域の拡大とライセンス活動の推進

当社グループは比較的早期のライセンスアウトを目指しておりますが、ライセンスアウト時の収益性の向上が重要であると考え、非臨床試験以降の自社開発の取り組みを進めております。今後は、この事業領域の拡大に取り組み、収益の最大化を図ってまいります。

また、当社グループの収益源は、ライセンスアウトによるフロントマネー収入、マイルストーン収入、上市によるロイヤリティ収入等であるため、製薬会社等との新たな協業が重要な課題となります。そのため、製薬会社等とのネットワークの充実を図り、パートナーが決まっていない開発パイプラインのライセンスアウトを達成するための活動を進めてまいります。

③ 既にライセンスアウトが完了している開発パイプラインの開発支援

当社グループは現在上市された薬剤を２つ保有しておりますが、持続的な企業成長を図るために、今後も研究開発活動を推進していく計画であり、それに掛かる費用も継続することが想定されます。

このため、既に製薬会社にライセンスアウトされている開発パイプラインに対し、製薬会社との協力体制の下、順調な臨床試験の推進を支援し、当該開発パイプラインの早期上市を図ることによって、安定的な経営基盤の構築に努めてまいります。

④ 研究開発体制の効率化

当社グループは、新薬候補品を創製できることが大きな強みであるバイオベンチャーです。そのため、今後もこれらの強みを最大限に生かして基礎研究を加速させる予定です。

また、新薬候補品の非臨床試験以降の開発についても、グループ一体で取り組むとともに大学や企業等の外部機関の利用を推進し、研究開発体制の効率化に努めてまいります。

⑤ 財務基盤の充実

当社グループは今後も付加価値の高い収益構造を生み出すことを目指し、保有する開発パイプラインのステージアップや開発パイプラインの拡充を図る予定であります。そのために必要に応じて、金融・資本市場からの資金調達を実施することにより、当社グループの財務基盤の充実を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

医薬品および医薬部外品の研究開発

(6) 主要な事業所 (平成29年12月31日現在)

① 当社

本社	名古屋市中区
研究施設	三重県津市　国立大学法人三重大学内

② 子会社

日本革新創薬株式会社	本社（名古屋市千種区）、研究施設（京都府木津川市）

(7) 使用人の状況 (平成29年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
15名	1名減

（注）使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名	2名増	39.4歳	8.0年

（注）使用人数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	600百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年12月31日現在)

① 発行可能株式総数　48,442,000株

② 発行済株式の総数　26,258,400株

(注) 当事業年度中の増加
新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,500,000株増加しております。

③ 株主数　15,164名

④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日高弘義	3,116,000	11.86
日高有一	2,733,000	10.40
若狭佐智子	647,400	2.46
株式会社SBI証券	359,100	1.36
日高邦江	300,000	1.14
松井証券株式会社	216,400	0.82
若狭沙綾	214,900	0.81
五十畑輝夫	200,000	0.76
バンク　オブ　ニューヨーク　ジーシーエム　クライアント　アカウント ジエイピーアールデイ　アイエスジー　エフアイーーエイシー	191,050	0.72
鈴木正雄	180,000	0.68

(注) 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

[ご参考] 株式分布状況

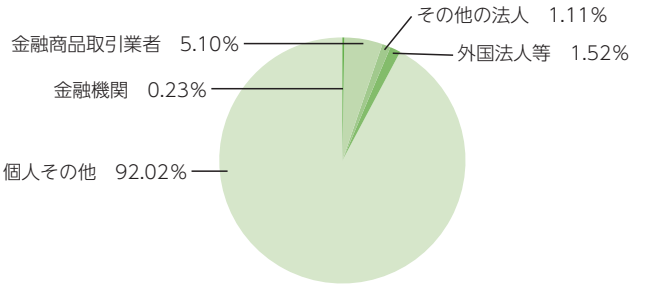

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年12月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成27年４月16日開催の取締役会決議に基づき発行した第８回新株予約権

	第８回新株予約権
新株予約権の数	1,950個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　195,000株（新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり　850円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり　842円
権利行使期間	平成29年４月１日から平成31年３月31日まで
新株予約権行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	（注）
割当先	当社取締役４名、当社監査役３名および当社使用人６名

（注）１．新株予約権者は、平成28年12月期および平成29年12月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、売上高が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

（ａ）平成28年12月期の売上高が200百万円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。

（b）平成29年12月期の売上高が275百万円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。

2．新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任および定年退職、もしくは会社都合退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

4．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5．各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成29年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	日高弘義	最高科学責任者	日本革新創薬株式会社　取締役
代表取締役社長	日高有一		日本革新創薬株式会社　取締役
取締役	川上哲也	総務管理部長	
取締役	山川善之		響きパートナーズ株式会社　代表取締役社長 株式会社リプロセル　社外取締役 株式会社アドベンチャー　社外監査役 プレシジョン・システム・サイエンス株式会社　社外監査役
監査役（常勤）	脇野　常		日本革新創薬株式会社　監査役
監査役	岸澤　修		公認会計士岸澤修事務所　代表
監査役	会田隆雄		

（注）1. 日本革新創薬株式会社は、当社連結子会社であります。
2. 取締役山川善之氏は、社外取締役であります。
3. 監査役脇野　常、岸澤　修、会田隆雄の３氏は、社外監査役であります。
4. 監査役岸澤　修氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役山川善之氏および監査役岸澤　修氏は、東京証券取引所の定めに基づき当社が指定した独立役員であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づく当社定款の定めにより、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

③ 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の額（千円）
取締役	4	78,750
監査役	3	11,760
合　計	7	90,510

（注）1. 平成29年12月31日現在の役員数は、取締役4名（うち社外取締役１名）、監査役3名（うち社外監査役３名）であります。
2. 上記のうち、社外役員４名に対する報酬等の額は、17,760千円であります。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 報酬限度額は次のとおりであります。
取締役：年額200百万円（平成17年10月14日開催の臨時株主総会の決議）
監査役：年額　30百万円（平成20年 3 月27日開催の定時株主総会の決議）
5. 当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は、1,200千円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

取締役山川善之氏は、響きパートナーズ株式会社の代表取締役社長、株式会社リプロセルの社外取締役、株式会社アドベンチャーおよびプレシジョン・システム・サイエンス株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役岸澤　修氏は、公認会計士岸澤修事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	山川善之	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、会社経営全般に関して豊富な経験と知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	脇野　常	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また当事業年度開催の監査役会16回のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岸澤　修	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また当事業年度開催の監査役会16回のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	会田隆雄	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また当事業年度開催の監査役会16回のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、平成29年３月23日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、新たに太陽有限責任監査法人が就任いたしました。

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の手続きおよび体制等について確認し、報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
3. 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬4,690千円を前任会計監査人である有限責任監査法人トーマツに支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあると認められる場合は、当該会計監査人を解任いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社が継続、発展していくためには、全ての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識しております。

イ．取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めております。

ロ．取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告しております。

ハ．取締役会は、取締役会規則、職務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行しております。

ニ．定期的に実施する内部監査では、法令、定款および社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を代表取締役へ報告する体制を構築しております。

② 当社および子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の規程に基づき、安全かつ適正に保存しております。また、取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにしております。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に対する規程その他の体制

当社および子会社は事業活動上の重大な事態が発生した場合には、当社代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

また、当社では法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および子会社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、取締役会規則により定められた事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行っております。

日常の職務執行については、職務権限規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は子会社の適切な管理および経営内容の的確な把握のため、当社取締役または使用人を出向させることができるようにしております。

また、当社の「関係会社管理規程」に定める管理担当取締役は、必要に応じ、当社の取締役会において子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報に関して報告する体制を構築しております。

⑥ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の自主性を尊重しながら円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、適時、関係者による会議を開催することとしております。

「関係会社管理規程」に定める管理担当取締役は、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により子会社の経営管理を行うとともに、内部統制の実効性を高める施策を実施し、必要に応じて子会社への指導・支援を行うこととしております。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と取締役が協議した上、必要に応じて使用人を配置することといたします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合の当該使用人の異動、人事考課等については、当該使用人の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ることといたします。

⑨ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役および使用人に周知徹底することといたします。

⑩ 当社および子会社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を構築しております。

ロ．取締役は、取締役会において担当する業務執行の状況等を定期的に報告する体制を構築しております。

ハ．取締役および使用人等は、取締役の職務執行に関して重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する体制を構築しております。

ニ．監査役に対して報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないよう、取締役および使用人等に周知徹底するものとします。また、「内部通報に関する規程」においても通報者の保護を規定しております。

⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行にかかる費用等の処理について、その費用等が当該監査役の職務執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行うものとします。

⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制としております。

ロ．監査役は、必要に応じて、会計監査人および内部監査担当と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制としております。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の４の４に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしております。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社および子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当要求等を受けた場合は組織として毅然とした態度で臨むとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の専門機関と綿密に連携し、組織全体として速やかに対応することとしております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

① 内部統制システム全般

代表取締役社長の指示の下、内部統制プロジェクトチームおよび内部監査担当がモニタリングしリスク評価を行って、必要に応じて改善を進めております。また、内部統制プロジェクトチームは、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

② グループ経営管理体制

関係会社管理規程を整備し、子会社への指導・支援および子会社からの報告を通じて重要な情報を共有し、当社の取締役会において企業グループとしての判断を行っております。

③ コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス重視の経営の推進、強化を図り、社内外の問題について検討、諮問を行っております。また、内部通報制度による通報・相談窓口の周知に努めました。

④ 取締役の職務の執行

毎月の定例取締役会に加えて適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を行っております。また、取締役会規則および職務権限規程等の規程に基づき、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を行っております。

⑤ 監査役の職務の執行

監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議へ出席するほか、重要書類の点検、代表取締役社長との定期的な意見交換等を行って、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	第20期 平成29年12月31日現在
資産の部	
流動資産	**2,515,588**
現金及び預金	2,132,677
売掛金	61,105
貯蔵品	46,423
その他	275,382
固定資産	**361,901**
有形固定資産	**15,087**
建物	889
工具、器具及び備品	14,198
無形固定資産	**330,343**
契約関連無形資産	329,142
その他	1,200
投資その他の資産	**16,470**
投資有価証券	11,300
その他	10,994
貸倒引当金	△5,824
資産合計	**2,877,489**

科目	第20期 平成29年12月31日現在
負債の部	
流動負債	**156,270**
未払金	128,305
未払法人税等	19,408
その他	8,556
固定負債	**625,350**
長期借入金	600,000
その他	25,350
負債合計	**781,620**
純資産の部	
株主資本	**1,999,302**
資本金	**3,365,279**
資本剰余金	**3,354,653**
利益剰余金	**△4,720,630**
新株予約権	**1,657**
非支配株主持分	**94,909**
純資産合計	**2,095,869**
負債純資産合計	**2,877,489**

連結損益計算書

（単位：千円）

科目	第20期 平成29年１月１日から 平成29年12月31日まで	
売上高		**254,028**
売上原価		**7,304**
売上総利益		**246,724**
販売費及び一般管理費		
研究開発費	603,320	
その他	277,110	**880,431**
営業損失（△）		**△633,707**
営業外収益		
受取利息	628	
補助金収入	367	
その他	72	**1,068**
営業外費用		
支払利息	5,402	
為替差損	9,856	
支払手数料	18,000	
その他	3,005	**36,265**
経常損失（△）		**△668,904**
特別利益		
投資有価証券売却益	101,403	
新株予約権戻入益	1,657	**103,060**
特別損失		
減損損失	1,040,000	**1,040,000**
税金等調整前当期純損失（△）		**△1,605,843**
法人税、住民税及び事業税	1,840	**1,840**
当期純損失（△）		**△1,607,683**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△44,185**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△1,563,497**

計算書類

貸借対照表

（単位：千円）

科目	第20期 平成29年12月31日現在
資産の部	
流動資産	**2,282,759**
現金及び預金	1,906,344
売掛金	61,601
貯蔵品	42,663
前渡金	106,416
前払費用	24,676
その他	141,056
固定資産	**653,014**
有形固定資産	**3,084**
建物	889
工具、器具及び備品	2,195
無形固定資産	**329,875**
ソフトウエア	659
契約関連無形資産	329,142
その他	72
投資その他の資産	**320,054**
投資有価証券	11,300
関係会社株式	304,800
長期前払費用	796
その他	8,982
貸倒引当金	△5,824
資産合計	**2,935,773**

科目	第20期 平成29年12月31日現在
負債の部	
流動負債	**149,423**
未払金	125,369
未払費用	3,310
未払法人税等	17,627
預り金	3,115
固定負債	**625,350**
長期借入金	600,000
その他	25,350
負債合計	**774,773**
純資産の部	
株主資本	**2,159,342**
資本金	**3,365,279**
資本剰余金	**3,355,279**
資本準備金	3,355,279
利益剰余金	**△4,561,217**
その他利益剰余金	△4,561,217
繰越利益剰余金	△4,561,217
新株予約権	**1,657**
純資産合計	**2,160,999**
負債純資産合計	**2,935,773**

損益計算書

（単位：千円）

科目	第20期 平成29年１月１日から 平成29年12月31日まで	
売上高		245,673
売上原価		7,046
売上総利益		238,627
販売費及び一般管理費		
研究開発費	532,168	
その他	230,025	762,194
営業損失（△）		△523,566
営業外収益		
受取利息	380	
有価証券利息	245	
受取手数料	1,200	
その他	72	1,897
営業外費用		
支払利息	5,402	
為替差損	9,856	
支払手数料	18,000	
その他	3,005	36,265
経常損失（△）		△557,934
特別利益		
投資有価証券売却益	101,403	
新株予約権戻入益	1,657	103,060
特別損失		
減損損失	1,040,000	1,040,000
税引前当期純損失（△）		△1,494,873
法人税、住民税及び事業税	1,229	1,229
当期純損失（△）		△1,496,103

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年２月13日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高木　勇 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡田昌也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年２月13日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高木　勇㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡田昌也㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に関する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び開発研究所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社本社において業務の状況を調査し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月13日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所　監査役会

常勤社外監査役　**脇野　常** ㊞

社外監査役　**岸澤　修** ㊞

社外監査役　**会田隆雄** ㊞

以　上

株主メモ　● SHAREHOLDER INFORMATION ●

証券コード	4576
事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
1単元の株式数	100株
公告掲載方法	電子公告により当社ホームページ（http://www.dwti.co.jp/）に掲載いたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（同送付先・連絡先）	〒168－0063　東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 電話　0120－782－031（フリーダイヤル） 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店にて取扱いいたします。
お知らせ	住所・氏名の変更等、株式関係のお手続きにつきましては、お取引されている証券会社へお問い合わせください。

マイナンバーのお届出について

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバーの利用が開始されています。株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主様のマイナンバーについては、お取引されている証券会社等へお届出ください。

マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

○証券口座にて株式を管理されている株主様
　お取引されている証券会社にお問い合わせください。

ホームページのご案内　● HOMEPAGE ●

株主・投資家の皆様に、当社をご理解いただくための様々な情報をご提供しています。
当社のプレスリリースや決算発表等の情報をタイムリーにお知らせする「IRニュースメール配信」サービスもございます。是非、ご登録ください。

http://www.dwti.co.jp/

DWTI　検索



News

平成29年12月、弊社の事業内容や将来展望等をわかりやすくご覧いただくため、



を開設しました。

当社グループの開発パイプラインは、自社創製品と他社からの導入品により構成されており、早期段階において開　発品を製薬会社等にライセンスアウトすることによって収益を得ております。

開発パイプラインの状況

自社創製品

	開発品	対象疾患	基礎研究	非臨床試験	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	申請	承認	上市	対象地域	ライセンスアウト先（開発コード）	概要	起源
1	グラナテック®点眼液0.4%	緑内障・高眼圧症									日本	興和（K-115）	平成26年12月より、興和にて販売開始。適応拡大も検討中。	当社
2											韓国		平成29年12月に、韓国へ製造販売承認申請。更なる海外展開を検討中。	
3	H-1129	緑内障・高眼圧症									日本	わかもと製薬（WP-1303）	現在、国内後期第Ⅱ相臨床試験を実施中。平成30年に終了し、平成31年に国内第Ⅲ相臨床試験開始予定。	当社
4		緑内障									海外	未定	国内の医薬品事業会社に、日本を除く全世界を対象としたオプション権を付与。国内で進めている後期第Ⅱ相臨床試験終了までに行使有無が決定される予定。	
5	H-1337	緑内障									米国	当社	平成29年度は非臨床試験を進め、平成30年1月25日に緑内障・高眼圧症を適応症として、米国第Ⅰ相／前期第Ⅱ相臨床試験のIND申請（治験許可申請）を提出。	当社
6	K-134	–									日本	興和（K-134）	「閉塞性動脈硬化症」を対象疾患として、国内第Ⅱ相臨床試験終了。現在、興和にて対象疾患の検討中。	当社

導入品

	開発品	対象疾患	基礎研究	非臨床試験	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	申請	承認	上市	対象地域	開発	概要	起源
7	DW-1002	内境界膜剥離									欧州	DORC	「ILM-Blue®」「MembraneBlue-Dual®」を欧州で承認を得て販売中。	九州大学
8		内境界膜剥離									米国	DORC	平成30年に申請を行い、平成31年に承認を取得し販売開始する予定。	
9		内境界膜染色									日本	わかもと製薬（WP-1108）	平成31年の申請に向けて、新規製造方法の検討、実生産に向けた製造方法改良、管理・分析方法の検討等を実施中。	
10		白内障手術									日本	未定	九州大学病院が主体となり、医師主導治験（国内第Ⅲ相臨床試験）を実施中。当社は、ライセンスアウト活動を推進。	
11	眼科用鎮痛剤	眼の手術後疼痛									日本	当社	平成27年6月導入。既に市販されている化合物の本適応症への適応拡大を目指し、臨床試験準備中。	英国企業
12	未熟児網膜症治療薬	未熟児網膜症									日本	子会社JIT	既に市販されている化合物の本適応症への適応拡大を目指し、臨床試験準備中。	東京農工大学

研究開発プロジェクト

	開発品	対象疾患	基礎研究	非臨床試験	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	申請	承認	上市	対象地域	開発	概要	起源
13	シグナル伝達阻害剤開発プロジェクト	眼科関連疾患、神経、循環器、呼吸器系疾患									—	–	新薬候補化合物の創出に向けて三重大学に設置した産学官連携講座「臨床創薬研究学講座」において研究活動推進。	当社

定時株主総会会場ご案内図

会場

名古屋銀行協会　5階　大ホール

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号　TEL 052－231－7851（代）

交通

地下鉄
- 桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩6分
- 鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分
- 名城線「市役所駅」④番出口より徒歩8分

市バス　名古屋駅（⑨番のりば）より「外堀通」下車すぐ



※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。